

別表二十(二)の記載の仕方

1 この申告書は、残余財産の一部の分配又は引渡しをしようとするときは分配又は引渡しの日の前日までに、残余財産が確定して最後の分配又は引渡しをしようとするときはその確定の日から1か月以内(その期間内に最後の分配又は引渡しを行うときは、その前日まで)に提出します。

2 この申告書とこれに添付する明細書は、正副2通(調査課所管法人にあっては、3通)作成して提出してください。なお、この表だけは、御面倒でも更にもう1通作成して提出してください。

3 「旧納税地及び旧法人名等」欄には、当期中に納税地又は法人名に変更があった場合に変更前の納税地又は法人名を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合にその本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。

4 「税務署処理欄」の各欄は、記載しないでください。

5 「解散の申告書」の空欄には、法第103条第1項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告をする場合は「残余財産分配等予納」、法第104条第1項(清算確定申告)の規定による申告をする場合は「清算確定」、修正申告である場合は「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」と記載します。

なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。

6 「清算所得金額1」には、その申告の区分に応じ別表二十(三)の「8」又は「39」の「清算所得金額」の金額を移記します。

なお、解散の日が昭和42年5月31日以前である場合には、解散の時における利益積立金額について法人税が課されますので、この場合には、別表二十(三)の記載の区分に応じ、次により記載します。

(1) 残余財産の一部分配等の場合 別表二十(三)の「I 残余財産の一部分配等の場合」の「清算所得金額8」の本書の金額を記載します。

(2) 残余財産の確定の場合 別表二十(三)の「II 残余財産の確定の場合」の「清算所得金額39」の金額と「利益積立金額等」の「計38」の金額との合計額を記載します。

7 「法人税額(同上の%相当額)2」には、この申告書を提出する法人の解散をした日の区分に応じそれぞれ次表に掲げる率をその空欄に記載したところにより計算した金額を記載します。

区 分	税 率	
	普通法人	協同組合等
昭62.4.1から平元.3.31までの間に解散をした法人	37 %	24.8 %
平元.4.1から平2.3.31までの間に解散をした法人	35.2	
平2.4.1から平10.3.31までの間に解散をした法人	33	23.1
平10.4.1から平11.3.31までの間に解散をした法人	30.7	
平11.4.1以後に解散をした法人	27.1	20.5

なお、昭和62年3月31日以前に解散をした法人の場合には、所轄の税務署に御照会の上記載してください。

8 「土地譲渡利益金」の各欄は、5により「残余財産分配等予納」と記載した場合は、記載を要しません。

9 措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によります。

(1) 当該使途秘匿金の支出の額の40%相当額を「法人税額計(2)+(4)5」の上段に外書として、記載します。

(2) 「控除税額((5)と(28)のうち少ない金額)6」及び「差引清算所得に対する法人税額(5)-(6)7」の記載に当たっては、上記(1)で外書きした金額を「(5)」に含めて計算します。

10 「同上のうち既に納付の確定した基本税額」の各欄には、残余財産が確定した場合に別表二十(一)の清算事業

年度分の申告による予納税額又は別表二十(二)の残余財産の一部分配等に係る申告による予納税額を記載します。

この場合、同欄の「昭平昭平」(8)から(12)まで

には、その税額が法第102条第1項(清算中の所得に係る予納申告)の規定の申告に係るものである場合にその税額の計算の基礎となった事業年度を記載し、

「昭平」(13)から(17)まで」には、その税額が法第103

条第1項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定の申告に係るものである場合に残余財産の一部の分配又は引渡しをした年月日を記載します。なお、この申告が残余財産の一部分配等に係る申告である場合には、これらの欄は記載しないでください。

11 「差引この申告により納付すべき法人税額19」には、「差引清算所得に対する法人税額7」の金額から、「計18」の金額を差し引いた金額を記載します。この場合、差し引いた結果がマイナスの金額となるときは、この欄に記載しないで12により「この申告による還付金額」の「清算中の予納額21」に記載することになります。

12 「この申告による還付金額」の各欄には、法人が法第109条第1項(清算中の所得税額の還付)又は法第110条第1項(清算中の予納額の還付)の規定により還付を受けようとする場合に記載します。

13 「この申告が修正申告である場合」の各欄は、この申告が修正申告である場合に、次により記載します。

(1) 「この申告前の」の各欄には、この申告前のこの申告書から次のように移記しますが、この申告が直前に行われた更正又は決定についての修正申告であるときは、その更正又は決定において計算されたところによりこれらの欄に相当する金額を記載します。

イ 「清算所得金額23」には、この申告前のこの申告書の「清算所得金額1」の金額を移記します。

ロ 「法人税額25」には、この申告前のこの申告書の「差引この申告により納付すべき法人税額19」の金額を移記します。

ハ 「還付金額26」には、この申告前のこの申告書の「この申告による還付金額」の「計22」の金額を移記します。

(2) 「この申告により納付すべき法人税額27」には、「差引この申告により納付すべき法人税額19」から「還付金額26」までの各欄のうち、その各欄の記載金額のある欄に応じて次の金額を記載します。

イ 「19」と「25」がある場合には、「19」から「25」を控除した金額

ロ 「19」と「26」がある場合には、「19」と「26」の合計額

ハ 「22」と「26」がある場合には、「26」から「22」を控除した金額

14 「控除税額の計算」の各欄は、この申告書が残余財産確定の申告書である場合で清算中に納付した所得税額又は清算中に他の法人から受けた金額のうちになし配当となる金額があるときに記載します。この場合、「所得税額28」には、昭和42年5月31日以前に解散し又は合併した法人から受ける利益の配当等とみなされた金額がある場合に、別表二十(四)の「Ⅲみなし配当金額の一部の控除に関する明細書」の「(10)の25%相当額11」の「計」の金額を含めて記載します。

15 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」の各欄には、申告書に税理士法第30条又は第33条の2に規定している書面を添付する場合、該当する欄に○を記載してください。